

春日部市条例第 30 号

春日部市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 18 日

春日部市長

岩谷 一弘

春日部市下水道条例の一部を改正する条例

春日部市下水道条例（平成17年条例第156号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前				
(使用料) 第28条 2 使用料は、使用者が公共下水道に排除した汚水量に応じ、別表に定める基本料金及び 従量料金 の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (使用料の算定)				(使用料) 第28条 2 使用料は、使用者が公共下水道に排除した汚水量に応じ、別表に定める基本料金及び 超過料金 の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (使用料の算定)				
第29条 2 2か月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した 場合は 、使用日数が30日以内のときは、基本料金の2分の1とし、 30日 を超えるときは、2か月とみなす。				第29条 2 2か月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した 場合は、排除汚水量が基本水量の2分の1以下で 、使用日数が30日以内のときは、基本料金の2分の1とし、 排除汚水量が基本水量の2分の1 を超えるときは、2か月とみなす。				
別表（第28条関係）				別表（第28条関係）				
使用料金算定表（2か月につき）				使用料金算定表（2か月につき）				
料率	基本料金 (排除汚水量の有無によらず)	従量料金（1 m ³ につき）		料率	基本料金		超過料金（1 m ³ につき）	
		排除汚水量	金額		排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
区分	1,380円	1 m ³ を超え10 m ³ まで	40円	区分	10 m ³ まで	960円		
10 m ³ を超え30 m ³ まで		155円		10 m ³ を超え30 m ³ まで			108円	
30 m ³ を超え40 m ³ まで		169円		30 m ³ を超え40 m ³ まで			120円	
40 m ³ を超え50 m ³ まで		182円		40 m ³ を超え50 m ³ まで			132円	
50 m ³ を超え70 m ³ まで		208円		50 m ³ を超え70 m ³ まで			156円	
一般汚水							一般汚水	

		で			で	
		70 m ³ を超え100 m ³ まで	234円		70 m ³ を超え100 m ³ まで	180円
		100 m ³ を超え300 m ³ まで	267円		100 m ³ を超え300 m ³ まで	204円
		300 m ³ を超えるもの	303円		300 m ³ を超え1,000 m ³ まで	228円
					1,000 m ³ を超えるもの	264円
公衆浴場 汚水	1 m ³ につき	95円		公衆浴場 汚水	1 m ³ につき	65円

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表の規定は、令和8年12月1日以後に算定する使用料について適用し、同日前に算定した使用料については、なお従前の例による。

(令和8年12月1日から令和10年5月31日までに算定する使用料の特例)

- 前項の規定にかかわらず、令和8年12月1日から令和10年5月31日までに算定する使用料の額は、次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

区分	料率	基本料金 (排除汚水量の有無によらず)	従量料金（1 m ³ につき）	
			排除汚水量	金額
一般汚水		1,200円	1 m ³ を超え10 m ³ まで	20円
			10 m ³ を超え30 m ³ まで	134円
			30 m ³ を超え40 m ³ まで	147円
			40 m ³ を超え50 m ³ まで	160円
			50 m ³ を超え70 m ³ まで	185円
			70 m ³ を超え100 m ³ まで	210円
			100 m ³ を超え300 m ³ まで	237円
			300 m ³ を超えるもの	270円
公衆浴場汚水		1 m ³ につき	82円	